# でんきオプションサービス利用規約

### 第1条(本規約の適用)

でんきオプションサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、au エネルギー&ライフ株式会社(以下「当社」」といいます。)が別表 1 に定めるサービス等(以下「対象サービス」といいます。)に共通して適用される取扱い(以下「本取扱い」といいます。)に関する基本的な事項を定めたものです。

- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の au でんき需給約款、au でんき供給約款(関西電力・auEL)、au でんき供給約款(中国電力・auEL)、au でんき供給約款(北陸電力・auEL)、au でんき供給約款(中部電力ミライズ・auEL)、au でんき供給約款(東京電力・auEL)、au でんき供給約款(沖縄電力・沖縄セルラー)、又は au でんき供給約款(北海道電力・auEL)(以下併せて「au でんき約款」といいます。)並びに、KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます)の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約及び「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約(以下これらを併せて「関連規程」といいます。)に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本取扱いの実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して 周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- 4 本規約本文のほか、関連規程及び当社又は KDDI が定める本規定に関する諸規程(当社又は KDDI が別にW E B サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとします。
- 5 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

#### 第2条(適用)

本規約は、対象サービスの利用に係る契約(以下「対象サービス契約」といいます。)の契約者(以下「対象サービス契約者といいます。)に適用します。

#### 第3条(契約の成立)

対象サービス契約が成立した場合、対象サービス契約者と当社との間で、本規約に関する契約(以下「本件契約」といいます。) も成立するものとします。

#### 第4条(本件契約の終了)

本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

- (1) すべての対象サービス契約が終了した場合。
- (2) その他、当社若しくは KDDI の業務遂行上支障があるとき、又は当社若しくは KDDI が不適当と判断したとき。

### 第5条(料金等の支払い)

1 対象サービス契約者は、当社が対象サービスの料金その他対象サービスの利用に関し適用される規約(以下「対象サービス規約」といいます。)に基づき対象サービス契約者が当社に支払うべき金員(以下「料金等」といいます。)にかかる当

社の対象サービス契約者に対する債権を KDDI に譲渡することについてあらかじめ承諾し、当該債権に関する当社に対する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれに限らないものとします。)を放棄し、かつ、当社から KDDI に対する個別の債権譲渡に関する個別の通知又は譲渡承諾の請求が省略されることについて承諾します。対象サービス契約者は、当社又は KDDI が定める期日までに、当社又は KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等において、料金等を支払っていただきます。

- 2 前項に基づく支払の際、対象サービス契約者は、料金等を、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 当社又は KDDI は、当社又は KDDI に特別の事情がある場合で、あらかじめ対象サービス契約者の承諾を得たときには、第1項の定めにかかわらず、当社又は KDDI の指定する支払期ごとに料金等を支払っていただくことがあります。
- 4 当社及び KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない(手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)等当社及び KDDI 所定の事由に該当するときは、当社又は KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書(KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。)の発行及びその他必要な取り扱いを行います。対象サービス契約者は、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社又は KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料	払込取扱票付き書面請求書	税抜額 400 円
(窓口取扱手数料)	発行1回ごとに	(税込額 440 円)

- 5 当社及び KDDI は、料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社又は KDDI の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社又は KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)は、当社又は KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- 6 対象サービス契約者が前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社又は KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りでありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200 円
(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)

7 対象サービス契約者は、料金等その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金等の収納に係る費用と して次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額	
1 2以外の場合	税抜額 300 円(税込額 330 円)	
(期日後料金支払手数料)		
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアに	収納代行機関が定める額	
おいて支払う場合		

備考 当社又は KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。

### 第6条(延滞利息)

対象サービス契約者は、対象サービス規約の規定にかかわらず、本料金等について支払期日を経過してもなお支払いがな

い場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの間の当社又は KDDI が定める日数について年 14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社又は KDDI の指定する期日までに支払っていただきます。

## 第7条 (期限の利益喪失)

対象サービス契約者は、対象サービス規約の規定にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、本料金等にかかる債務について当然に期限の利益を失い、料金等の全額を KDDI に対して直ちに支払わなければならないものとします。

- (1) 対象サービス契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) 対象サービス契約者について破産又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) 対象サービス契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 対象サービス契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは公租公課の滞納処分があったとき。
- (5) 対象サービス契約者の所在が不明になったとき。
- (6) その他対象サービス契約者が負担する債務の完全な履行を妨げる事情があると認められるとき。

## 第8条(本件契約に基づく権利の譲渡の禁止)

対象サービス契約者が本件契約に基づき有する一切の権利は、第三者に譲渡することができません。

## 別表

# 対象サービス

# 対象の契約約款等

スマート節電 with Nature Green 利用規約

## 附則

# 1 適用期日

本規約は、2024年6月26日から適用します。